

## 大学のブランド戦略としての商標等

知的財産アドバイザー 中村 邦彦

近年多くの企業が、顧客イメージや国際化を睨んだブランド戦略の一環として、法人名、法人名英文表記、商標、社章、ロゴ等を変更、新規作成しています。大学では企業ほどの動きはありませんが、話題になっている事例がありますので紹介します。

京都造形芸術大学は、将来構想（グランドデザイン2030）を作成し、文部科学省に校名変更の届けを行い、本年4月をもって校名を「京都芸術大学」に変更することを昨年8月に発表しました。これを知った京都市立芸術大学は、大学名が酷似しており混乱を招くと反発し、不正競争防止法に違反するとして、新名称の使用差し止め請求を行いました。しかし、大阪地裁は本年8月に「市立」という言葉の有無で両大学を区別でき、類似しているとは言えないと、この請求を棄却しました。京都市立芸術大学は直ちに控訴しています。また、京都市立芸術大学は、対抗手段として昨年7月18日付けで「京都芸術大学」を商標登録出願（商願2019-104711）しましたが、京都造形芸術大学も一日早い17日付けで「京都芸術大学」の出願（商願2019-097747）を済ませており、現在両方とも審査中です。

大阪府立大学と大阪市立大学が統合して、2022年4月に「大阪公立大学」が開学する予定ですが、その英語名称「University of Osaka」が大阪大学の英語名称「Osaka University」と混同されるとして、大阪大学は本年8月、商標登録を認めないよう求めて特許庁に資料を提出しているそうです。今後の成り行きが注目されます。

大学の英語名称の略称になるともっと複雑です。米国のマサチューセッツ工科大学（Massachusetts Institute of Technology）は、略称MITで有名ですが、国内の工業大学もこれに倣い、○ITとする例

が多く、頭文字がKの北見工業大学、金沢工業大学、京都工芸繊維大学、九州工業大学がKITを使用しています。そして金沢工業大学が商標登録区分41類<sup>1)</sup>、42類<sup>2)</sup>で、九州工業大学が16類<sup>3)</sup>で商標登録しています。差し止め請求等の係争には至っていませんが、商標が目的とする出所識別機能に問題がある場合、特に留学生や外国の機関では混乱する可能性があると思われます。

また、ドメインネームでは、京都工芸繊維大学がkit.ac.jpを先に取得し、九州工業大学は、カリフォルニア工科大学（California Institute of Technology）の略称Caltechに倣ったkyutech.ac.jpを取得しています。

大学名は所在する都市名を冠することが普通で、東京には東京を冠する大学が多くありますので、東京大学は「東大」の商標を多くの登録区分で取得しています。また、都市名の頭文字が同じ都市は結構ありますので、山口大学が「山大」の商標を取得しています。山形大学がこれを問題視したそうですが、山口大学は山形大学に対して権利行使する意図は全くない旨説明したそうです。ちなみに、山梨大学はヤマダイではなく、ナシダイと呼ばれているから問題視しなかったそうです。

大学などの教育機関から出願される商標は、5、6年ほど前から増えてきており、現在では年間200～400件出されています。様々な大学で商標を活用したブランド力強化に取り組んでおり、大学の知名度向上に繋げているようです。

- 1) 41類：大学における教授
- 2) 42類：種々の分野における試験又は研究
- 3) 16類：印刷物